ブロック建築	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第十三の三（第六十二条の三関係）

基礎一級の技能検定に係る技能検定試験の試験科目

検定職種	学科試験	実技試験
（略）	（略）	（略）
左官	（略）	（略）
築炉	一　築炉作業法 二　材料 三　安全衛生に関する基礎的な知識	築炉の段取り及び築炉施工
タイル張り	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第十三の四（第六十二条の三関係）

基礎二級の技能検定に係る技能検定試験の試験科目

検定職種	学科試験	実技試験
（略）	（略）	（略）
左官	（略）	（略）
築炉	一　築炉作業法 二　材料 三　安全衛生に関する基礎的な知識	築炉の段取り及び築炉施工
タイル張り	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

ブロック建築	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第十三の三（第六十二条の三関係）

基礎一級の技能検定に係る技能検定試験の試験科目

検定職種	学科試験	実技試験
（略）	（略）	（略）
左官	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
タイル張り	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第十三の四（第六十二条の三関係）

基礎二級の技能検定に係る技能検定試験の試験科目

検定職種	学科試験	実技試験
（略）	（略）	（略）
左官	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
タイル張り	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十三号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。